

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	係長	担当	担当									文書取扱主任

## 第 4 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 27 年 8 月 19 日 (水曜日)	開会 9 時 59 分	閉会 11 時 56 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	菊井事務局長
	議長、副議長		竹谷次長
欠席委員			村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 新国際交流員の紹介について		
	(2) 専決処分について		
	(3) 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例について		
	(4) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について		
	(5) 平成 27 年度一般会計補正予算について		
	(6) 財政健全化指標について		
	(7) 滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾について		
	(8) 電力の入札結果について		
	(9) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について		
	(10) 滝川市農村環境改善センターの機能の再点検について		
(11) 平成 27 年度一般会計補正予算について			
(12) 外国語指導助手の採用について			
2 第 3 回定例会以降の調査事項について～別紙			
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。			
3 その他について			
・学校適正配置計画について、所管から随時報告をもらうことに決定した。			
・過疎債について、議長会の動向を見て検討することに決定した。			
・常任委員会の視察について、委員長から説明があった。			
4 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 関藤 龍也 ㊦			

平成27年8月17日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長  
滝川市教育委員会教育長

前 田 康 吉  
山 崎 猛

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成27年8月10日付け滝議第78号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中 島 純 一
総務部次長	高 橋 一 美
総務部総務課長	鎌 田 清 孝
総務部総務課長補佐	小田桐 泉
総務部総務課長補佐	小 畑 力 也
総務部総務課長補佐	橋 本 英 昭
総務部総務課係長	壽 崎 行 洋
総務部総務課係長	松 本 智 康
総務部国際課係長	塩 入 正 行
総務部財政課長	堀 勝 一
総務部財政課主幹	堀之内 孝 則
総務部財政課係長	万 年 英 人
総務部財政課係長	遠 藤 友樹弘
総務部財政課主任主事	古 山 貴 昭
総務部情報推進課長	杉 原 慶 紀
市民生活部長	館 敏 弘
市民生活部次長	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	横 山 浩 丈
市民生活部江部乙支所長	岩 田 肇
市民生活部税務課長	浦 川 学 央
市民生活部税務課主幹	橋 本 啓 二
市民生活部税務課長補佐	森 脇 修
市民生活部税務課長補佐	山 崎 仁 嗣

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田 中 嘉 樹
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部学校教育課長	高 田 和 昌

教育部学校教育課長補佐

教育部学校教育課係長

教育部教育支援課長

教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長

教育部学校教育課新しい学校づくり推進室係長

教育部社会教育課美術自然史館長

西 村 浩

山 本 健 裕

吉 川 修

鳩 山 稔

原 田 瑞 絵

中 塚 智 勝

(総務部総務課総務係)

## 第4回 総務文教常任委員会

日 時 平成27年8月19日（水）  
午前10時00分～  
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

### 1 所管からの報告事項について

《総務部》

- |  |                  |
|--|------------------|
| (1) 新国際交流員の紹介について                      | (資料) 国際課         |
| (2) 専決処分について                           | (資料) 総務課         |
| (3) 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例について          | (資料) 総務課         |
| (4) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について            | (資料) 総務課         |
| (5) 平成27年度一般会計補正予算について                 | (資料) 公共施設マネジメント課 |
| (6) 財政健全化指標について                        | (資料) 財政課         |
| (7) 滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾について | (資料) 財政課         |
| (8) 電力の入札結果について                        | (資料) 財政課         |

《市民生活部》

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| (9) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について     | (資料) 税務課   |
| (10) 滝川市農村環境改善センターの機能の再点検について | (資料) 江部乙支所 |

《教育部》

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (11) 平成27年度一般会計補正予算について | (資料) 学校教育課       |
|                         | (資料) 新しい学校づくり推進室 |
|                         | (資料) 美術自然史館      |
| (12) 外国語指導助手の採用について     | (資料) 教育支援課       |

### 2 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

### 3 その他について

### 4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

## 第4回 総務文教常任委員会

H27.8.19 (水)10:00～  
第一委員会室

開 会 9:59

委員長 ただいまから第4回総務文教常任委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長 委員は全員出席。正副議長の出席をいただいております。傍聴として館内議員、木下議員、東元議員が出席しております。

### 1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入ります。

まず、総務部から、(2)から(6)までは議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、(1)、新国際交流員の紹介について説明を求めます。

#### (1) 新国際交流員の紹介について

塩入係長 (別紙資料に基づき説明する。)

ユー国際交流員 皆さん、おはようございます。私は、ニュージーランドから来た国際交流員のユー・スウホンと申します。1年間よろしく願いいたします。

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして(2)、専決処分について説明を求めます。

#### (2) 専決処分について

中島部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 送迎用務で小樽市ということなのですが、恐らく市の教育委員会の関係のために例えば講師だとかをお招きして、一緒にどちらかへ行くとか、あるいは研修のためになのか、送迎という中身がぴんとこないの伺います。

中島部長 説明が不足していた部分についてはおわびを申し上げたいと思いますが、実はこれはバスによる送迎用務でございます。農政課の研修用務でバスを運転しており、その送迎用務で研修視察先を回り、その途中で起きた事故ということでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

#### (3) 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

壽崎係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

柴 田 関係条例の改正の関係、これは第2条関係で改正するということなのか、第1

壽崎係長 条、第2条も含めてこの関係条例の改正をするのか、その説明が不足していたのでないかなと思うので、もう少し詳しく聞きたい。  
 説明不足で大変済みません。少しわかりにくく言ってしまったのですが、今回の改正条例の構成としては1条と2条と、さらに通常の施行日等を定めた附則の中でほかの関係条例を一部改正するという事になっておりますけれども、1条も2条もともに今回の分に入っておりますので、まとめて今回の上程の中に入るといってございまして。ただ、それぞれ施行日が1条に関しては10月5日で発動すると、2条については定めた別の日で発動すると、それぞれの規定が動く日が違うという考えでございまして。

委員長 ほかに質疑ございますか。  
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。  
 続きまして、(4)、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明を求めます。  
**(4) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について**  
 (別紙資料に基づき説明する。)

小畑課長補佐 説明が終わりました。  
 委員長 質疑ございますか。  
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。  
 続きまして、(5)、平成27年度一般会計補正予算について説明を求めます。  
**(5) 平成27年度一般会計補正予算について**  
 (別紙資料に基づき説明する。)

高橋部次長 説明が終わりました。  
 委員長 質疑ございますか。

清 水 まず、1ページ目で30人程度、公募及びコミュニティ施設運営委員会となっておりますが、公募は何人ぐらいを予定されているのか。また、そのほかはコミュニティ施設運営委員会などとなっておりますが、などというのは運営委員会何人、などで何人ということでお伺いしたいと思います。

高橋部次長 それと、目的が地域コミュニティ活動が広がる地域づくりということで、この中に小学校区を基準としたコミュニティ街区の形成と、かなり具体的に言われている一方、講師の方の経歴は大雪山の自然学校の中でのエコツアーだとか、海外旅行者向け云々だとか、サマーキャンプだとか、ふくしまキッズだとか、およそ近いとは思われないのです。そのあたりで、この講師を特に選んだ理由について伺います。

高橋部次長 まず、1点目の公募の人数でございましてけれども、これについては今ご指摘のありましたコミュニティ委員会で何人、などで何人、公募で何人という形を決めているわけではございませんけれども、各方面にきちんと募集をかけた上で、多くの方に参加をいただけるようなことで進めたいと考えております。それから、講師の選定でございましてけれども、先ほども申し上げましたけれども、こういう市民活動、NPO法人の設立、経営面についてノウハウと実績を有しているということが1つと、それから身近にある資源、マーケット、さらに利用者の思いというようなものを企画、実践する団体ということでございまして、分野は違いますが、基本的にそういうNPO法人を地域でつくっ

て、それらを運営するというノウハウは十分あると、私どもも何度かお会いをしてお話をしている中でそういう地域づくりについてのお話の実践もあるということから、この団体について講師として選ばせていただきました。

清 水

まず、1点目でできるだけ多くの方にと次長が説明されました。例えば地域防災の講習は、ワークショップをやって、実技をやってという、大体地域の町内会関係者、小学生、その他含めて百何十人でやっています。いろんな場所ですけれども、ワークショップも十分それで成立するのです。1人が前で、10ぐらいのグループに分かれてワークショップができるのです。何で30人という、コミュニティ運営委員会だけでも今7つとか、もっとあります。こういうところから2人ずつ来ただけで20人。こういうことについて関心が高い人はたくさんいるわけだから、もっと広い場所で100人ぐらい来てもいいような形でやるという考え方はないのかというのが1点目。

2点目は、地域の資源を活用できるとか、何度もお会いしてこの方だったらと言うけれども、西地域を中心に行っているコミュニティの新たなコミュニティ施設のあり方の検討というのはそんなことではなくて、地域に学校の近くに1カ所つくって、それで地域のコミュニティの核施設ということでやれるかどうかというかなり突っ込んだ話になっているのです。一般論では全然ないし、新たな考え方を持ってきて、それに資するとかということでもないのだけれども、もしやるのであればかなりピンポイントの話だと思います。ピンポイントの話なのか、それとも本当に広い話をして、もう一回考え方を柔軟にしてというようなことでの有能な講師なのか、どちらなのでしょう。

高橋部次長

まず、1点目でございますけれども、100人でワークショップができるということでございますが、分野に応じてということで私どもは考えております。この中で、今回につきましてはやはり具体的に地域活動をどうしていくのだ、もしNPOをつくってその中でコミュニティ活動を運営していく場合にどのようなノウハウが必要なのだとすることを具体的な議論の中で進めていくためには、ある程度の人数というものが必要と考えております。その中では、100人というのはなかなか一方的にお話をするというだけではこれは理解が進まないのではないかと考えております。

それから、2点目の今回の事業についてはピンポイントなのか、それとも広い部分のお話なのかということなのですけれども、今までご説明をしているように、新たなコミュニティ施設をつくって、そこでコミュニティ活動をしてくださいというだけでは今後持続的なコミュニティ活動が続かない可能性があるのではないかと私たちは考えておりますので、そこは新たな考え方を入れて、コミュニティ活動が持続的に続くためにはどういうノウハウが必要なのだとすることも基本に含めてNPO法人の設立、そういうものも視野に入れた中でいろいろなお話を聞きながら、そこでワークショップを行っていただきたいという考えのもとでこのセミナーを開催をしているということでご理解を願いたいと思います。

清 水

まず、30人というのは少な過ぎます。今言ったようにピンポイントでないのであれば、あるいは5年後、10年後のコミュニティの担い手、新たな担い手を対象にする新たなコミュニティづくりということであれば、今の運営委員会にかかわっている人だけでは不十分だと、これから運営委員会にかかわるような人も含めないと意味が半減すると思うのです。だから、100人が多いというのであ

れば五、六十人ということで、みんくるは部屋を2つくっつけば30人とかではなく、五、六十人は十分入るので、そういったことで、私もぜひ参加したい。けれども30人枠に入れなかったら大変ですから、その点についてのお考えを最後伺って終わりたいと思います。

高橋部次長

何人程度がいいか、30人が絶対だと申し上げるつもりはございませんけれども、ある程度私どもがイメージをしているワークショップが運営できる人数というものについては想定をさせていただいた上で、募集をさせていただきたいと考えております。

委員 長  
渡 邊

ほかに質疑ございますか。

地域づくりセミナーの発議というのが市民会議のメンバーから出たのかどうか、地域としてこういう講習会をやりたいという要望的なものがあったのかどうか。単に行政主体で補助金があるからやりませんかというようなことで進めたのか。そして、このセミナー、多くの方が気軽に参加が可能と書いている中で、対象30人、清水委員から出ていたように、ちょっと広がりがないのではないかなと思うのですがいかがですか。

それと、謝礼に関して10分の10だからいいというわけではないのですけれども、この講師、ファシリテーター、この2名で28万円、この方はいろんなところで講習会とか研修とかをやられる方だと思いますが、その金額が相場なのか、妥当なのかを確認したいと思います。

高橋部次長

まず、1点目ですけれども、このセミナーが市民会議の中の発議から出たものかどうかということですが、具体的にこういうセミナーをやってほしいということが市民会議から出たわけではございません。ただ、議論の中で、先ほども申しあげましたように新たなコミュニティ活動を進めるために、また、コミュニティ活動を持続的に進めるためにどういう手法が必要なのかということ、学びたいという考え方というのは十分にあると思っておりますので、その中で開催させていただいていると考えております。

それから、2点目としては、多くの人に気軽に参加していただきたいという問題ですけれども、先ほども清水委員にお答えをさせていただきましたけれども、ある程度ワークショップを行うということの中で人数を検討させていただきたいと思っておりますので、公募についてはきちんとしていきたいと思っておりますが、ワークショップが運営できる人数というものは重視させていただきたいと思っております。

それから、3点目の謝礼についてですけれども、これについては他のNPO法人の事例でありますとか講師の事例、それからファシリテーターの謝礼事例等も参考にしながら報償費については決定をさせていただいているところでございまして、飛び抜けてこの部分だけが低いということではなくて、他の講演会の事例等も参考にしながら決定をさせていただいたところでございます。

委員 長  
本 間

ほかに質疑ございますか。

議案関連ではありますが、ちょっと言わなければならないと思って、まず1点目は、大雪山自然学校、ここのNPO法人としての活動、NPO法人というのは会社みたいなものなので、いろんな活動の形があると思うのです。NPO法人は全部一緒ではないので、ここの自然を通した活動というのは1つ当然あると思うのです。これは目的としてあると思うのです。その手法としてコミュニティセンターでコミュニティ活動の中で取り入れられる見習うべき部分という

のがないと、これは聞いてもしようがないので、NPO法人空知文化工房に聞いたほうが早いと思うのです。だから、要するにそこの部分はまずどうお考えなのか伺います。

それと、もう一つは、このNPO法人の講師は公益財団法人北海道市町村振興協会のリストアップの中にあっただけではないか。そうでなければ、この方を本当に知った理由というのは何で、どういうところがいいと思って、それを市町村振興協会に補助申請したのかということの本当のところを教えてくださいたいと思います。

高橋部次長

まず、1点目でございますけれども、先ほどから申し上げているとおり、確かに活動というのは自然をフィールドにした活動とまちの中のコミュニティ施設の活動という面で見ると全く違ってお考えになるかと思っておりますけれども、あくまでも先ほど言った資源とマーケットと利用者の思い、そういう点からいうと、そこは自然が相手なのか、公共施設が相手なのかというのは全く違いがないと私たちは考えているというのが1点。それから、もう一点としては、やはり利用者目線を重視するということから、どうやってサービスを提供するかと、これも何が媒体かではなくて、その利用者目線でサービスを提供するという行為に対して、そこのノウハウはどういうものかということを示していただきたいということからこの団体を選んでいるということでございまして、何か自然環境と地域活動が全く別物であるかのようなお考えもあるかもしれませんが、私どもについてはそこは違わないと考えております。

それから、2点目としては、この講師の方が市町村振興協会の講師リストにあっただけということでございしますが、その講師リストというものについては特にございませんで、別に講師リストにあっただけではございませんで。ただ、この方を知り得た理由というのは、地域おこし協力隊の関係で地域おこし協力隊の人材を探す中で職員と接触があり、こういう活動もしているということからいろいろお話を伺った中で、今回こういうコミュニティ活動についてのNPO法人なり地域活動なりの考え方についてどうだろうというお話を投げかけたところ、それは十分にできるということでございまして、職員も行って、その辺は確認しているということから、講師に選ばせていただいたというのが本音のところでございます。

本 間

2点目はわかりました。

1点目についてですけれども、やろうとする目的については全く違って構わないと思うのです。ただ、NPO法人の運営の仕組みとか、そういうものから学ぶということなのだと思うのです。それは例えば、寄附を主体としているだとか、収入源はどうしているだとか、業務的な委託を主体としているだとか、いろんなパターンがあると思うのですけれども、そういう部分でこういうところが合致するので、こういうところを学んだほうがいいと思うので、このNPOを選びましたということであれば、要するに自然とまちは、それは構わないと思うのです。先ほどの説明で私は納得していますので、そうではなくて仕組み上でとか運営上でどういうところが学べるとお感じになっているのかお聞きしたいと思います。

高橋部次長

このNPO法人大雪山自然学校は、大雪山という自然をテーマにして、そこから極端に言うとも収入を得ているということで、そこが地域資源を使った、そこを財源にした法人の運営をやっているというところがあるということでござい

ます。基本的に地域資源を使っていかにNPO法人を運営していくかという、そういうノウハウの中で今後、地域コミュニティもそういう形でもって進めていかなければ継続的なコミュニティ運営はできないのではないかと考えておりますので、その面で非常に学ぶ部分があると私どもは考えております。

本 間

西小学校の通学区域の皆さんが一生懸命やられているのは知っていましたし、ですから例えばこの30万円が上がって、これでだめだと言いたくないわけです。けれども、ちょっとこれはどうなのだろうなどどうしても思ってしまうのです。だから、議案関連なので、ここまで言っているのかどうかわからないのだけれども、要するに今話を聞く限りにおいては学ぶべきところが非常に少ないのではないのかなどどうしても思ってしまう。それだったら、先ほども言いましたけれども、現場に近いようなNPO法人の事例を参考にできるように一緒に話し合いを持つとか、何かそういう作業のほうが、この30万円をまともに申請したとしたら感覚的にはちょっと納得がいかないのですけれども、それは別なのですが、質疑としてはこのことについては西小学校の校区の皆さんは熱望、切望されていることになっているのでしょうか。

高橋部次長

先ほど渡邊委員のご質疑にお答えしましたけれども、こういうセミナーをやってほしいということを具体的に要望されたわけではございません。ただ、先ほども申し上げましたように、今西小学校で議論している中身は、今後地域活動、コミュニティ活動を継続的に進めていく上でそういうNPO法人化も視野に入れたようなノウハウ、そういうものも学ぶ必要があるということについては、その会議の中で議論をされているところから、私どももそういうことが必要であると判断をした上で、西小学校の委員も含めて広く市民の方に参加をしていただくセミナーを開催したいということで計画をしたということでございます。ほかに質疑ございますか。

委員 長  
柴 田

盛り上がっているときに大変申しわけないのですけれども、議論を聞いていると、これはあくまでも補助事業なのです。だから、ど真ん中のストライクを狙って何かをやろうというのであれば、それは単費でやるしかないのです。補助事業というのはこういった性格のものだし、これはある程度外角低目いっぱい、ボールかストライクか、どうなのかというところで議論しても私はしようがないことなのではないかなと。振興協会なりなんなりが持っているメニューなりプログラムなり、そういったもののベースを踏めるというところでこういった事業を行う中で、そこから一つでも二つでも理解を深めていただければという立場で受け取るのか、いやいやど真ん中のストライク投げないとこれは無駄だと言ってしまうのかの差ではないのかなと思うものですから、そこら辺今議案関連で少し深過ぎるのではないかと。今の話でいったら、この補助事業はパスして単費できちんと西の校下の人たちの本当に望むところをど真ん中のストライクを単費でやりなさいというように聞こえてしまうので、余りそこまでの深い議論というのはこの委員会ではなじまないのではないかなと言っておきます。所管に対する質疑ではなくて、本間委員に対してかとは思いますが、いかがですか。

委員 長

本 間

市町村振興協会との関連性について質疑したのです。だから、そここのところをきちんと答えてもらわないと思うのです。そういうところの兼ね合いもあるので、10分の10なので、なるべくいいものを獲得してやりたいと思っています。そういうことでないと、それほど真ん中のストライクみたいなこと言われたら、

こっちもストライクで返すしかない。だから、やっぱりそういうふうにするので、そこで本当のところを言ってくださいということなのですから、いかがでしょうか。

委員長  
高橋部次長

今の件について答弁ございますか。

市町村振興協会の補助金につきましては、6月に既に交付決定済みということですので、その点については十分にご理解をお願いしたいと思います。ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(6)、財政健全化指標について説明を求めます。

#### (6) 財政健全化指標について

(別紙資料に基づき説明する。)

万年係長  
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

③の実質公債費比率、これは過去3年間、また今後3年間の見込みについて伺います。

それと、④の将来負担比率については、20パーセントぐらい悪化しているということですが、今後の見込み、中期で結構ですけども伺います。

万年係長

それでは、実質公債費比率の今後の見込みということですが、これに関しましては基本的には先ほどの滝川第三小学校の関係の起債がふえております。これの償還が始まると公債費負担比率、これが高くなると想定されます。ただし、分母は先ほどのおり交付税となっています。交付税が大きくふえたり減ったりすることによっても差は変わると思います。ただ、今の状態でいきますと、同じ分母ですと起債がふえれば当然公債費比率は悪くなるということが想定されます。ただ、今以上に事業をしなければ、それほど大きく上がることはないと思っております。

そして、将来負担比率、これにつきましても今後の事業をするか、しないかという話になりますが、フレーム上は一定程度でずっと見込んでいますので、ここから大幅に上がることは今のところは想定しておりません。

委員長

議案関連ですので、十分注意して質疑していただきたいと思えます。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(7)、滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾について説明を求めます。

#### (7) 滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾について

(別紙資料に基づき説明する。)

遠藤係長  
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

日数を確認したいのですけれども、2ページ目です。ここでいう工事検定及び業務検査、引き渡し、今の制度で市が直接完成払いをしたら、ここから40日以内ということかがまず1つ目です。

2つ目は、⑦を受けて40日と書いていますが、もともと市も40日なので、これ

だと余りメリットがないのかなと思うのですけれども、恐らくこんなことはほとんど数日で金融機関から払われるのだらうと思いますが、その確認をしたいと思えます。

遠藤係長

通常の工事の流れとしまして、工事の検定及び引き渡しを受けてから請求書が受注者のほうから来ます。それに対する支払いの期限といたしましては、工事の約款及び委託業務の約款に基づきまして工事の場合は40日以内に支払う、委託業務の場合は30日以内に支払うこととしておりますが、滝川市の場合はそこまで支払いは延ばしておりませんので、今の段階では通常は2週間程度で支払われております。債権譲渡の金額の支払いですが、市が債権譲渡の承諾をした段階で金融機関と受注者の間で当該譲渡金額の支払いが行われます。それは、この日取りにかかわらず速やかに行われるものと判断しております。

最後のお話は、金融機関に市から支払う期限ということになりますので、当該債権譲渡に関しては受注者と金融機関の間で行われるものですので、そちらは速やかに行われるものと考えています

清 水

そうすると、結局今は40日だけれども、実質2週間程度で市から業者に支払っている。それがこれによって例えば1日に短縮されると、1日ということはないですね、債権譲渡承諾書は7日以内だから、大体7日プラス、金融機関がそれを受けて仮に2日でやったとしたら9日になります。14日間から9日間に5日ぐらいしか短縮されないというように私には見えるのだけれども、そのように理解していいですか。

遠藤係長

当該債権譲渡に関する承諾につきましては、依頼書の提出から5日以内に承諾を出すこととなっておりますので、最短で5日程度で当該譲渡金は受注者のもとに支払われると考えておりますので、実質的に10日程度短縮されると考えております。当該制度につきましては、実際にどの程度利用されるかは今の段階ではわからないのですけれども、金融機関及び建設協会からの要望がありましたので検討しまして、このたび制度化したいとするものであります。

清 水

建設協会からこの日数短縮についての要望が出ているのは私も知っていますけれども、10日短縮されることは当然いいことなのです。ただ、いいのだけれども、金融機関に債権譲渡する方法以外に、結局ここで承諾する時点で滝川市は債務者がかわるだけの話で、債務確定するのです。お金さえ用意すれば、金融機関からやるのでなくて滝川市から支払うことができます。そういう形で一日でも早くして、こういう別のルートをつくらなくても、10日間短縮でないにしても8日間短縮するとかということは不可能なのでしょうか。それが不可能であれば、こういう方法もいいと思うのだけれども、それが可能なのであれば、新たな事務手続がふえることで何か間違いを誘うという可能性がないのか伺います。

遠藤係長

市からの約款上では、あくまでも工事の場合は40日以内、委託業務の場合には30日以内に支払うということになっておりますので、今実務上なるべく早く支払うこととしておりまして、14日程度で支払われてはいますが、制度上では工事の場合は40日以内に支払えばいいとなっております。先ほども申し上げましたが、どの程度この制度を実際に使うかというのは今の段階ではわかりませんが、実際に市から2週間で支払いができない場合もあるかもしれませんので、実際に業者が早く現金を受け取りたい場合もあると想定されますので、制度化しておいて、利用しやすいようにするというような内容で考えておりま

- す。
- 清水 資料の中で③があると思いますが、③の書類を決裁できるということは、あとは一時借入れ、現金がなければ一時借入金を金融機関に申し込んで、それがおりて業者に渡すということができれば、その期間を短縮するという事なのだけれども、それで2週間とか、2週間より債権譲渡承諾に係る決裁期間、これを引いた日数を縮めることはできない。例えば今一時借入金を申請したら何日ぐらいで市に入って、それから市から出すのに何日ぐらいかかる、そここのところを聞きたいと思います。
- 委員長 清水委員、今この内容についてはあくまでも建設協会からの申し出によって、例えば利用する率はそうそう多い内容だとは私は思わないのです。例えば決済のときだとか、急遽お金が必要なときに限られてくる内容だと思うのです。ですから、この制度というのは制度上あって問題ないし、今の一時借入金にどのぐらい時間かかるのかという内容についてもこの日数よりも多分時間がかかると思います。
- (何事か言う声あり)
- 委員長 答弁まで時間を要するので、暫時休憩いたします。
- 休 憩 11:07  
再 開 11:10
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 高橋部次長 今の清水委員の質疑に対しての答弁を求めます。  
まず、工事の完成後の支払いについてですけれども、それについてはある程度完成日が決まっていますから、計画的な歳出をしている。あくまでも財政上計画的に歳出できるような現金の用意をしているということをお前提にさせていただきたいというのが1点。  
それと、もう一つは、先ほどから申し上げているように約款上40日以内に支払いなさいという決めがある中で私どもは運用している。それをできるだけそういう資金の用意ができる範囲と運用できる範囲の中で縮められる場合があれば、それはできるだけ縮めるということをお運用させていただいているということで、現在の運用以上の運用ができるとは思っておりません。  
債権譲渡につきましては、制度としてこういうものが金融機関として必要で、つくっていただきたいということと、さらに建設業界としてもこういう制度があることによって現金が流動性を増して、建設業の評点が若干変わるとか、そういうメリットが出てくる部分がありますので、そういうことを有効に利用したいということの要望の中から制度としてつくったもので、現金を早く支払ってほしいというだけの問題ではなくて、そここの制度ができているということは一緒の問題ではないと私どもは考えております。
- 委員長 ほかにも質疑ございますか。
- 渡 邊 承諾はいいとして、ここで制度導入済みの市町村への聞き取り調査というのをやられていますけれども、これをした時点で滝川市にメリットがある、先ほどこの導入によってリスクは小さいと判断をされたわけですがけれども、ここの調査で重立った調査の中身をお伺いします。
- 遠藤係長 聞き取り調査を行いましたのは、1ページ目の一番下のほうにありますが、導入済みの市町村に対して行っています。実際に聞き取りを行ったところ、平成26年から採用しているところがほとんどでして、支払いの実績が今のところあ

るのは苫小牧市1市だけということになっております。その導入に関するリスク等の回答は特にもらっておりませんが、今回の債権譲渡については滝川市に対してメリットということではなくて、あくまでも受注者の資金調達の円滑化ということで考えておりますので、当該制度化を検討しているということであり。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(8)、電力の入札結果について説明を求めます。

#### (8) 電力の入札結果について

(別紙資料に基づき説明する。)

遠藤係長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

清 水 まず、予定価格はどのように決めたのかということが1点目。

それと、新聞を読んでいてどういうことかなと思っていたのは、北電も入札に参加しているのですよね、北電は恐らく料金が決まっているので、入札されたからといって100でない割引してやりますよという札は出せないと思う。それだったら入札しなくてもいいのにと思っていたのだけれども、やはり入札が行われるのだから、北電も行かなければならない。少しでも、極端に言ったら1パーセントでも安く札が出れば、北電でないところの業者が落ちると、そういうことなのか、5パーセントだとか、幾ら以上安くないと北電からは買えないと。つまり値段だけではないでしょう、商品というのは質も問題、本当に安定供給できるかどうかとか、北電との関係は入札するときそういうものをどのように決めたのかということ伺います。

遠藤係長 予定価格の算定に当たりましては、取引の実例価格等を考慮し、適正に定めなければならないとされておりまして、現状の北電との契約を取引の実例価格と判断しまして、予定価格として採用しております。

入札につきましては、北海道電力とエネットと伊藤忠エネクス株式会社、3社で行っておりますので、入札の結果ということで北電の入札については市のほうでは関知するところではありませんので、コメントは控えさせていただきます。前回の常任委員会でも説明させていただきましたが、新電力になりましても電力の安定供給には特に問題ないと判断しておりまして、今回入札を行ったものであります。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

ここで所管が入れかわりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:25

委員 長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

市民生活部より(9)、(10)の説明がありますが、(9)は議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、(9)、滝川市税条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

(9) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

浦川課長  
委員長

説明が終わりました。  
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。  
続きまして、(10)、滝川市農村環境改善センターの機能の再点検について説明を求めます。

(10) 滝川市農村環境改善センターの機能の再点検について

(別紙資料に基づき説明する。)

岩田支所長  
委員長

説明が終わりました。  
質疑ございますか。

清 水

聞いている限りではそんなに疑問は湧かないのだけれども、資料に条例上の実施事業と書いてあるのです。これが実質的に行われていないという評価をしているわけでしょう。これまで指定管理契約では当然条例上の中身は実施するというので指定管理をしてきたと思うのだ。ところが、していないというのはそのまま聞けないのです。なぜできなかったのか。できないのであれば、こういう重要なことができなかったということはやはり重大だと思うのです。指定管理では不十分だからという表現ならいいのだけれども、実質的には専ら貸し館施設といたら、それでは契約はどうだったのということが1点。

もう一つは、下から2つ目の長丸です。この中に施設の集約化の検討とあるのだけれども、これは江部乙地区コミュニティセンター、これとの統合、集約化を想定しているものなのかということをお伺いします。

岩田支所長

まず、現在管理をいただいている指定管理者については、平成19年度から管理をしていただいております。確かに条例上という部分においてということで今提示の仕方をしましたけれども、一定の貸し館業務なり、地域の団体への適正な管理はしていただいているという評価はしております。今回の直営化方針というのは、管理が適切だとかということではなく、改善センターの本来の設置目的が現在において果たされているか、また今これから果たすべき役割はどうなのかということに対して点検を行いたいというところでございます。

そして、集約化の点でございませけれども、マネジメント計画などにおきまして江部乙地区はコミュニティ関連施設の集約ということが確かに記されており、都市計画マスタープランの推進とともに今後の都市のコンパクト化の推進と歩調を合わせ、コミュニティ関連施設、江部乙小学校への集約化を図り、小学校及び高齢者福祉施設、地域のコミュニティと連携を強化するとしております。現時点においてどこをどうするという具体的な考え方までは持ち合わせておりませんが、施設の集約化が可能なのか、可能だとすれば時期的にいつごろと想定されるのかなどを幅広く検討を行いたいというところでございます。

清 水

最初のほうですけれども、実質的には専ら貸し館施設として活用と書いてしまったら、私は決して1から5の中身をやっていないということではないと思うのです。11月に農業まつりがあります。ああいったこともやっているわけだし、いろんな社会教育や健康増進、スポーツをやっているわけだから、こういう表現をしてしまうとやっていないのかとなってしまうので、これを指定管理をやめて直営にしていくということはこれからいろんな形で説明していくわけです。

から、ここは改善していただきたい。これは要望とします。  
ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。  
所管の入れかえのため、暫時休憩します。

休 憩 11:38  
再 開 11:40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続きまして、教育部から(11)、(12)の説明ですが、(11)は議案関連となっておりますので、ご留意願います。  
それでは、(11)、平成27年度一般会計補正予算について説明を求めます。

**(11) 平成27年度一般会計補正予算について**  
(別紙資料に基づき説明する。)  
(別紙資料に基づき説明する。)  
(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長  
鳩山室長  
中塚館長  
委員長 説明が終わりました。  
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。  
(12)、外国語指導助手の採用について説明を求めます。

**(12) 外国語指導助手の採用について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

吉川課長  
委員長 説明が終わりました。  
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

**2 第3回定例会以降の調査事項について～別紙**

委員長 それでは、2、第3回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおりと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定します。

**3 その他について**

委員長 3、その他について委員から何かございますか。

本 間 実は、調査項目の11番に入っております学校適正配置に関することですが、多分適正配置計画がつくられて、そのあらゆる取り組みというか、説明だとか、そういうことが行われていたのではないかと思うのですが、今後についてなるべく多くの機会にそういう進捗状況の報告をいただくようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 今の本間委員の意見につきましては、委員長としてもそのように取り計らいたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、この進捗状況につきましては教育委員会を通して随時報告をいただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
ほかに何かございますか。

清水 委員会として積極的に条例を提案するとかということをいろいろ考える中で、過疎債について滝川市が適用になるような動きを加速する、そういう推進役になれないのかということを考えていたのです。それで、委員長に相談をしたら、全国市議会議長会でそういう動きがあるということをお聞きしました。それで、議長がいらっしゃいますので、議長会の状況についてお伺いしたいと思います。

委員長 過疎債について議長のほうからお願いいたします。

議長 ただいま清水委員から全国市議会議長会での動きがあるというご説明でございましたが、私が知り得る限り、全国市議会議長会で重立った動きがあるという認識には立っておりません。それで、実は昨年、前期から、全国市議会議長会の下に全道市議会議長会というものがあまして、その下に空知10市がかかわる道央支部という支部がございます。この中で、私はことしの春の道央支部の会合のときに、ぜひこの件を話題にさせていただきたいと、そしてひいては全道市議会議長会の総会の中でいわゆる意見書という形で決議をいただいて、そして全国市議会議長会に上げていくと、このような手続をとりたいというような意向の表明をさせていただきました。これに関しては、道央支部で今どのような取り扱いになっていくのか、その経過を見ながら、私としては何とか全国市議会議長会で取り上げていただける、そういうことにしていけないかなと思っております。ただ、私は詳しく申し上げられないのですが、全道の35市の中で過疎債が適用にならないという地域が実はそんなに多くないのです。それで、多くない中でこのことが全道市議会議長会の中でどのように皆さんに共感をいただけるかと、ここがもしかするとハードルとしては高いのかなと思っておりますが、いずれにしても私としてはこれを取り上げていただく運動はずっと続けていきたいと考えております。

清水 次回以降の委員会で当然財政上からも、私は1年ぐらい前に一般質問していますが、過疎債がまずどういうものであるかということ、もう一つは今後国勢調査によってどこまで人口が落ちれば、少なくとも適用になるのか、またその見通しが余りにも暗いのであれば、どこかの改善を求めることが、もちろん他の市町村との関係もあるので、支持を得ながら要望できるのかといった関係を総務文教常任委員会として調査研究していくと、場合によっては市議会の決議といったものまで発展できればと思うのですが、皆さんのお考えを伺いたいと思います。

委員長 この件について、委員長としてはまずは道央支部の議長会の動向を見て、その後今清水委員が言われたようなこととして総務文教常任委員会としてもその内容について検討をしていきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 過疎債の現状の適用条件等につきましての資料がございますが、必要な方がおりましたら、後ほど配付いたします。

それでは、この件につきましてはそのような取り扱いとさせていただきたいと思っております。

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

委員長 総務文教常任委員会の視察についてですが、日程につきましては今のところ11月4日から2泊3日を予定しております。視察先につきましては、前回私のほうから申し上げた航空学園の視察等が挙がっておりますので、航空学園、山

梨、これは視察が可能となるかどうかにつきましては明日以降向こうの理事長との懇談の中で決定できると思いますので、視察が可能ということであれば、まずそこを視察先に入れさせていただく。もう一カ所が地域活性化センターのほうの視察ということが今予定されている段階でございますが、そのほかに何かお持ちの方はおられるでしょうか。

清 水

そうなると、まず山梨へ行くわけですね。大体の日程、予定というか、頭に描けていれば、ちょっと伺いたいなと思います。

村井主任主事

初日の午後に航空学園のほうを視察させていただいて、山梨に宿泊になると思うのですが、そちらに泊まり、翌日、11月5日に首都圏のほうに戻ってきて、もし可能であれば午前中に首都圏のどこか1カ所、もし難しいのであれば11月5日の午後に地域活性化センター、翌日午前中にどこか1カ所首都圏内をできれば回りたいと、そして午後に戻ってくるというような、そういうような大まかな日程を想定しております。

清 水

過疎債にこだわるのですけれども、要件を緩和させるというのはなかなか難しい課題なのだろうと思うのです。そういう点でいうと、懐に飛び込んで、あちらの担当者の意見を直接聞くという機会をこの日程に入れられないかということをお諮りしたいなど、具体的には総務省の担当所管。

委員長

議長とも相談しながら検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

#### 4 次回委員会の日程について

委員長

4、次回の委員会の日程につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で第4回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 11:56